

留田町えんころ節保存会規約  
(令和4年3月26日 平成4年度総会において改正)

(目的)

第一条 留田町に伝わる「えんころ節」及び「船歌」を地域の歴史文化遺産として後世に伝えることを目的とする。

\*令和元年12月12日改正 目的に船歌を追加

(名称)

第二条 この会は、「留田町えんころ節保存会」(以下「本会」という。)と称する。

(資格)

第三条 本会に入会できる者は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 留田町に在住する者
  - (2) 実家等が留田町にある者あるいはあった者等で留田町出身者と見なされる者
  - (3) 「留田町えんころ節」の保存に関心がある者等で理事長が許可する者
- 2 反社会的な組織に属している者及び反社会的な行為をする者は、前項の規定にかかわらず入会資格を有しない。
- 3 本会に入会する者は会費を納入する。
- 4 一旦納入した会費は理由の如何を問わず返却しない。

\*令和3年4月19日改正 第2項(第3項) 及び第3項(第4項)を追加

\*令和4年度総会で改正予定。それまでの間、理事会決定として暫定運用 第2項を追加

\*令和4年3月26日改正 第2項を追加

(入会)

第四条 本会に入会しようとする者は、入会申し込み書を提出し、理事長の許可を得なければならない。

- 2 入会申し込み書は理事会において確認及び審査する。
- 3 前項の審査の基準は理事会において定め、総会の承認を得る。
- 4 入会を許可する場合、許可しない場合のいずれであっても、理事長は入会申し込み者にその旨を伝えるものとする。

\*令和4年度総会で改正予定。それまでの間、理事会決定として暫定運用 第4条全部を追加

\*令和4年3月26日改正 第四条全部を追加

(総会)

第五条 本会会員により総会を開催する。

2 総会は次の権限を有する。

- (1) 事業計画、予算の決定
- (2) 事業報告、決算の承認
- (3) 規約の決定
- (4) 理事の選任及び解任
- (5) 会費の額の決定
- (6) 理事長が総会に提出する個別の事案の決定

3 総会は会員の過半数の出席で成立する。委任状の提出のあるときは出席とみなす。

4 総会は最低年1回開催する。

5 総会を開催することが困難な場合は、書面をもって総会にかえることができる

6 総会の議長は理事長が務める。

\*令和3年4月19日改正 第2項第5号を追加、第5項を追加

\*令和4年3月26日改正 第2項第6号を追加

\*令和4年3月26日改正 第6項を追加

(理事会)

第六条 本会に理事会をおく。

2 理事会は第五条及び第七条に規定する理事により構成する。

3 理事会は理事の過半数の出席で成立する。

4 総会の権限に属する以外の本会の事務に関する事項は理事会の決定による。

\*令和4年3月26日改正 条ずれによる条番号を改正 条ずれに伴い第2項の条番号を改正

(理事)

第七条 本会に理事をおく。

2 理事は若干名とし、理事の互選により次の役員を選任する。

- (1) 理事長1名
- (2) 副理事長若干名
- (3) 事務局長1名
- (4) 会計1名

3 理事長は本会を代表し、事務を統理する。

4 副理事長は理事長を補佐し、理事長がその職務を遂行できないときは理事長の職務を代行する。

- 5 事務局長は、理事長の指示のもとに本会の庶務に関する事務を行う。
- 6 会計は、理事長の指示のもとに本会の会計に関する事務を行う。
- 7 役員は兼務することができる。
- 8 理事の任期は2年とし再任を妨げない。

\*令和3年4月19日改正 第2項第3号の名称を事務局長に変更 第5項中の当該名称を変更

\*令和4年3月26日改正 条ずれによる条番号改正

#### (会計監査)

第八条 本会に会計監査をおく。

- 1 会計監査は本会の会計を監査する。
- 2 会計監査は理事以外の会員の中から、本人の同意を得て理事長が指名し、総会の承認を得る。
- 3 会計監査は総会において監査した結果を報告する。
- 4 会計監査の任期は2年とし再任を妨げない。

\*令和4年3月26日改正 第八条全部を追加

#### (除名)

第九条 本会の目的を逸脱する言行がある者、あるいは本会の品位を貶める言行がある者は除名することができる。

- 2 除名に関する手続きは、理事会において定め、総会の承認を得る。

\*令和4年度総会で改正予定。それまでの間、理事会決定として暫定運用 第8条全部を追加

\*令和4年3月26日改正 第九条全部を追加

第一〇条 本会の事業年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

\*令和4年3月26日改正 条ずれによる条番号改正

第一一条 この規約に定めのない事項は、理事長が理事会にはかって決定する。

\*令和4年3月26日改正 条ずれによる条番号改正

#### (附則)

第一条 本規約は、平成30年12月1日から適用する。

第二条 本規約適用時は第四条の規定に関わらず総会の開催を必要としない。

第三条 本規約適用時の理事及び役員は、第四条及び第六条の規定に関わらず次の者とす

る。任期は、平成 32 年 3 月 31 日とする。

理事 森尚正（理事長）

理事 和田玉樹（副理事長兼会計）

理事 森篤（庶務）

（附則）

第一条 本規約は令和元年 12 月 12 日から適用する。 \*（目的）を改正した。

（附則）

第一条 本規約は令和 3 年 4 月 19 日から適用する。 \*（資格）、（総会）及び（理事）を改正した。

（附則）

第一条 本規約は令和 4 年度総会開催日から適用を予定する。それまでの間、理事会決定による暫定運用とする。 \*（資格）、（入会）、（除名）を改正予定。

（附則）

第一条 本規約は令和 4 年 3 月 26 日から適用する。

\*（資格）、（入会）、（総会）、（理事会）（会計監査）、（除名）を改正した。

以上